

第31回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成29年10月31日 13:30から14:40

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 2階第3委員会室

3. 出席委員 2番 河崎 忠委員 4番 福西 範委員 5番 田井 克廣委員
6番 三木 均委員 7番 浅野 徳昭委員 9番 野村 照明委員
12番 佐藤 泰正委員 13番 細川 裕委員 15番 村上 正人委員
16番 松永 征明委員 18番 菊池 利治委員 19番 大坂 博文委員
21番 成田 俊英委員

(以上 13名)

4. 欠席委員 3番 田井 博行委員 8番 熊坂 隆雄委員 10番 佐藤 裕司委員
11番 松下 裕幸委員 14番 菊池 隆委員 20番 稲場 洋二委員

(以上 6名)

5. 参 与 者 農業委員会事務局
事務局長 大西 俊二 事務局長補佐 阿部 浩治 主査 秋元 公宏
主査 高山 直樹 農地業務担当員 小泉真由美 農地業務担当員 藤本 恵美
(以上 6名)

6. 議事日程 会議録署名委員の指名 16番 松永 征明委員
18番 菊池 利治委員

会期決定について 平成29年10月31日(1日)

会務概要報告

報告第89号 現況証明願について(市街化区域)
報告第90号 農業経営証明願について
報告第91号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第92号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第123号 現況証明願について
議案第124号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第125号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第126号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

議長
野村会長

それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂きまして、ありがとうございました。
それでは、只今より第31回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は13名です。議事録署名人に16番、松永征明委員、18番、大坂博文委員を指名しますので、よろしくお願い致します。
なお、会期は本日10月31日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
阿部局長補佐

会務概要報告を行います。
議案書2ページ目をご覧ください。

(以下 会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありました。報告のあった分について、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が4件ございます。

初めに、報告第89号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の4ページにございます、報告第89号「現況証明願」について報告します。

登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記できないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用はあらかじめ農業委員会に所定の事項を届ければ、足りることとなっております。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が2件ございました。

議案書5ページの表の1番は、資料が6ページから9ページにございます。

市街化区域内の鳥取大通3丁目4番14、他1筆、公簿地目が畑になっております合計■■■■㎡の土地について、所有者の■■■■氏の代理人の■■■■氏より現況証明願があり、9月20日、事務局職員3名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況はいずれも整地済地でしたので、9月22日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、議案書5ページの表の2番は、資料が6ページ、10ページ、11ページにございます。

市街化区域内の■■■■、他15筆、公簿地目が■■■■になっております合計■■■■㎡の土地について、所有者の■■■■氏より現況証明願があり、10月2日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況はいずれも雑種地でしたので、10月4日、会長専決により証明書の発行を

行いました。

以上、2件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第89号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、次に、報告第90号「農業経営証明願」について事務局より報告して下さい。

事務局

大西事務局長

それでは議案書12ページでございます、報告第90号「農業経営証明願」について報告致します。

今回は、音別地区で1件の申請がありました。

議案書13ページの別表の1番は、[]の[]氏から、外国人技能実習生制度の活用のため、農業者である旨の証明書を当該事業の斡旋業者へ提出するために平成29年10月4日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の農業経営証明願について報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第90号「農業経営証明願」について質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、次に、報告第91号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局

大西事務局長

それでは、議案書14ページ目の報告第91号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

平成21年12月15日の農地法改正により、相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を、農業委員会に届け出なければなりません。

今回、釧路地区で1件の届出がありました。

議案書15ページ目の表の1番ですが、被相続人[]氏が所有していた、[]、他8筆、合計[]㎡の農地を相続人[]氏が平成28年12月19日、相続により所有権を取得したことにより、平成29年10月4日、同氏よりその旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致しました。

以上1件報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第91号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、報告第92号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の16ページでございます、報告第92号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告します。

農地法第18条第6項の規定は、農地の賃貸借において、合意解約した場合は、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨、農業委員会に通知することになっております。

今回は、音別地区で4件の通知がありました。

議案書17ページの表の1番は、資料が19ページから23ページでございます。

■■■■氏が所有する■■■■、他22筆、合計■■■■㎡の農地について、借主であります■■■■氏との間で、平成29年10月17日に合意解約を行い、同日通知がありました。

議案書17ページの表の2番は、資料が24ページ、25ページでございます。

■■■■氏が所有する■■■■、他7筆、合計■■■■㎡の農地について、借主であります■■■■氏との間で、平成29年10月17日に合意解約を行い、同日通知がありました。

議案書17ページの表の3番は、資料が26ページ、27ページでございます。

■■■■氏が所有する■■■■、他2筆、合計■■■■㎡の農地について、借主であります■■■■氏との間で、平成29年10月17日に合意解約を行い、同日通知がありました。

議案書18ページの表の4番は、資料が28ページから37ページでございます。

■■■■氏が所有する■■■■、他43筆、合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、平成29年10月17日に合意解約を行い、同日通知がありました。

以上、4件の合意解約について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第92号「農地法第18条第6項の規定による通知」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議にはいります。

議案第123号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の38ページでございます、議案第123号「現況証明願」について説明致します。

登記の申請をする場合には、次に掲げる情報を、その申請情報と併せて登記所に提供しなければなりません。

権利に関する登記を申請するときは、登記原因について第三者の許可、同意又は承

諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報が必要となります。

今回は、釧路地区から1件、阿寒地区から1件の現況証明願の申請がございました。議案書39ページにございます表の1番ですが、資料は40ページから43ページにございます。

公簿地目が牧場及び畑である、[redacted]、他7筆、合計 [redacted] m²の土地について、所有者の [redacted] 氏の代理人の [redacted] 氏より現況証明願がございました。

10月12日、釧路地区の農業委員5名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地及び山林であると確認致しました。

次に、議案書39ページにございます表の2番ですが、資料は44ページ、45ページにございます。

公簿地目が畑である、[redacted]、の一筆、[redacted] m²の土地について、所有者の [redacted] 氏から現況証明願がございました。

10月20日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

以上、2件の現況証明書の発給について、ご審議を頂きたい、お願い致します。

議長

野村会長

委員

河崎委員

ただいま事務局から「現況証明願」について説明がりましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の河崎委員から報告をお願いします。

議案第123号現況証明願のうち1番について調査報告します。

現況証明願がありました [redacted] 氏が所有する [redacted]、[redacted]、[redacted]、及び [redacted] は、公簿地目が牧場、及び、畑である、合計 [redacted] m²の土地であります。

平成29年10月12日、釧路地区農業委員5名、事務局職員3名で現地調査を実施したところ、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は [redacted]、[redacted]、及び [redacted] は雑種地、[redacted]、及び [redacted] は山林であることを確認しました。

以上、報告いたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

野村会長

委員

三木委員

河崎委員、ありがとうございました。

次に2番の現地調査結果について、調査委員長の三木委員から報告をお願いします。

議案第123号現況証明願のうち2番について、調査報告いたします。

現況証明願のありました [redacted] は、[redacted] 氏が所有する公簿地目が畑、農振白地である [redacted] m²の土地であります。

平成29年10月20日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を実施したところ、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は山林であることを確認しました。

以上、現地調査結果を報告いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたしま

議長
野村会長

す。

三木委員、ありがとうございました。
それでは、議案第123号「現況証明願」について一括して審議致します。
質問、意見を求めます。

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第123号「現況証明願」について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第123号「現況証明願」について原案のとおり決定致します。
次に、議案第124号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します、事務局より説明して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは、議案書46ページ目でございます、議案第124号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明致します。

農地法第3条の規定により、農地の売買で所有権移転をする場合や農地の貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。

今回は、阿寒地区で7件の許可申請がありました。

お手元に配布致しております、農地法第3条調査書も併せてご覧下さい。

議案書47ページの表の1番は、資料が議案書の49ページ、50ページにございます。

■■■■氏、他4名が所有する■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に無償譲渡による所有権移転を行うものです。

次に、議案書47ページの表の2番は、資料が議案書の49ページ、51ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に無償譲渡による所有権移転を行うものです。

次に、議案書47ページの表の3番は、資料が議案書の49ページ、52ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に無償譲渡による所有権移転を行うものです。

次に、議案書47ページの表の4番は、資料が議案書の49ページ、53ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、の一筆、■■■■㎡の農地について、■■■■氏に無償譲渡による所有権移転を行うものです。

次に、議案書48ページの表の5番は、資料が議案書の49ページ、54ページにございます。

氏が所有する、
、の一筆、 m^2 の農地について、
氏に無償譲渡による所有権移転を行うものです。

次に、議案書48ページの表の6番は、資料が議案書の49ページ、55ページに
ございます。

氏が所有する、
、の一筆、 m^2 の農地について、
氏に無償譲渡による所有権移転を行うものです。

次に、議案書48ページの表の7番は、資料が議案書の56ページから60ページ
にございます。

氏が所有する、
、他7筆、合計 m^2 の農用地について、
、
氏に 円 で、売買による所有権移転を行うものです。

以上、7件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほどよろ
しくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明のありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1
番から7番について、調査委員長の三木委員に報告を求めます。

委員
三木委員

議案第124号「農地法第3条の規定による許可申請」について報告いたします。
許可申請のうち1番は、
他4名が所有する、
の m^2 の農用地について
氏に無償譲渡により、所有権移転するものです。

許可申請のうち2番は、
氏が所有する、
の m^2 の農用地について
氏に無償譲渡により、所有権移転するものです。

許可申請のうち3番は、
氏が所有する、
の m^2 の農用地について
氏に無償譲渡により、所有権移転するものです。

許可申請のうち4番は、
氏が所有する、
の m^2 の農用地について
氏に無償譲渡により、所有権移転するものです。

許可申請のうち5番は、
氏が所有する、
の m^2 の農用地について
氏に無償譲渡により、所有権移転するものです。

許可申請のうち6番は、
氏が所有する、
の m^2 の農用地について
氏に無償譲渡により、所有権移転するものです。

これらの件について、平成29年10月20日、釧路地区農業委員3名、事務局職員
3名で現地調査を実施したところ、今後も農用地として適正に利用、管理されるも
のと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許
可相当という結論となりました。

次に、許可申請のうち7番は、
氏が所有する、
、合計 m^2 の農用地について、
に売買により、所有権移転
を行うものです。

この件について、平成29年10月20日、釧路地区農業委員3名、事務局職員3
名で現地調査を実施したところ、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと
認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相
当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長
野村会長

三木委員、ありがとうございました。
それでは、1から7について一括審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第124号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から7番について原案に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第124号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から7番について原案のとおり決定致します。
それでは次に、議案第125号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。
事務局より説明して下さい。

事務局
阿部局長補佐

それでは、議案書の61ページにございます、議案第125号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。
今回は、阿寒地区で13件、音別地区で5件の計画がございます。
議案書62ページの表の1番ですが、資料は議案書の68ページから71ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他9筆、合計■■■■
㎡の農地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の■■■■
■■■■と、■■■■との間で、年間■■■■円、期間は5年間で貸貸借
を行うものです。

次に、議案書63ページの表の2番ですが、資料は議案書の68ページと、72ページから78ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他16筆、合計■■■■
㎡の農地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の■■■■
■■■■と、■■■■との間で、年間■■■■円、期間は5年間で貸貸借を
行うものです。

次に、議案書63ページの表の3番ですが、資料は議案書の79ページから81ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、合計■■■■
㎡の農地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の■■■■と、
■■■■氏との間で、年間■■■■円、期間は5年間で貸貸借を行うものです。

次に、議案書64ページの表の4番ですが、資料は議案書の79ページと、82ページから85ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他10筆、合計■■■■
㎡の

農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の [] と、 [] 氏との間で、年間 [] 円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書64ページの表の5番ですが、資料は議案書の86ページ、87ページにございます。

[] 氏が所有する、 []、の一筆、 [] m²の農地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の [] と、 [] 氏との間で、年間 [] 円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書64ページの表の6番ですが、資料は議案書の88ページから90ページにございます。

[] 氏が所有する、 []、他1筆、合計 [] m²の農地について、 [] 氏との間で、年間 [] 円、期間は10年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書64ページの表の7番ですが、資料は議案書の88ページと、91ページ、92ページにございます。

[] 氏が所有する、 []、他1筆、合計 [] m²の農地について、 [] との間で年間 [] 円、期間は10年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書65ページの表の8番ですが、資料は議案書の93ページから97ページにございます。

[] 氏が所有する、 []、他9筆、合計 [] m²の農地について、 [] との間で、年間 [] 円、期間は10年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書65ページの表の9番ですが、資料は議案書の93ページと、98ページから101ページにございます。

[] 氏が所有する、 []、他9筆、合計 [] m²の農地について、 [] との間で、年間 [] 円、期間は10年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書65ページの表の10番ですが、資料は議案書の102ページから104ページにございます。

[] 氏が所有する、 []、他2筆、合計 [] m²の農地について、 [] との間で、年間 [] 円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書65ページの表の11番ですが、資料は議案書の102ページ、105ページ、106ページにございます。

[] 氏が所有する、 []、他6筆、合計 [] m²の農地について、 [] との間で、年間 [] 円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書66ページの表の12番ですが、資料は議案書の102ページ、107ページにございます。

[] 氏が所有する、 []、他9筆、合計 [] m²の農地について、 [] 氏との間で、年間 [] 円、期間は10年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書66ページの表の13番ですが、資料は議案書の108ページから118ページにございます。

公益財団法人 [] が所有する、 []、合計 []^mの農用地について、 [] との間で、年間 [] 円、期間は4年9ヶ月間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書66ページの表の14番ですが、資料は議案書の119ページ、120ページにございます。

[] 氏が所有する、 []、の一筆、 []^mの農地について、あっせんにより、 [] 氏に [] 円で所有権移転を行うものです。

次に、議案書67ページの表の15番ですが、資料は議案書の119ページ、121ページにございます。

[] 氏が所有する、 []、 []、合計 []^mの農地についてあっせんにより、 [] 氏に、 [] 円で所有権移転を行うものです。

次に、議案書67ページの表の16番ですが、資料は議案書の119ページ、122ページにございます。

[] 氏が所有する、 []、の一筆、 []^mの農地について、あっせんにより、 [] 氏に、 [] 円で所有権移転を行うものです。

次に、議案書67ページの表の17番ですが、資料は議案書の119ページ、123ページにございます。

[] 氏が所有する、 []、他5筆、合計 []^mの農地についてあっせんにより、 [] 氏に、 [] 円で所有権移転を行うものです。

次に、議案書67ページの表の18番ですが、資料は議案書の119ページ、124ページ、125ページにございます。

[] が所有する、 []、他3筆、合計 []^mの農地について [] 氏との間で、年間 [] 円、期間は10年間で賃貸借を行うものです。

以上、18件の農用地利用集積計画についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

それでは、審議に入りますが、1番と2番は菊池利治委員が役員となっている会社についての案件ですので議事参与の制限にあたります。

6番につきましては細川委員ご自身の案件ですので、議事参与の制限にあたります。また、1番から5番については、農地利用集積円滑化団体の阿寒農業協同組合の役員および理事であります、佐藤泰正委員、浅野委員、細川委員が議事参与の制限にあたります。

1番から順に審議を行ないますので、菊池利治委員、佐藤泰正委員、浅野委員、細川委員は退室して下さい。

(菊池 利治委員、佐藤 泰正委員、浅野委員、細川委員退室)

議長
野村会長

まず、1番と2番を一括審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、議案第125号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番と2番について原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第125号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番と2番について原案のとおり決定致します。
菊池利治委員は入室して下さい。

(菊池利治委員入室)

議長
野村会長

1番と2番は、原案のとおり決定致しました。
次に、3番、4番、5番を一括審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、議案第125号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」3番、4番、5番のについて原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第125号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の3番、4番、5番は原案のとおり決定致します。
佐藤泰正委員、浅野委員は入室して下さい。

(佐藤 泰正委員、浅野委員入室)

議長
野村会長

1番から5番は、原案のとおり決定致しました。
次に、6番を審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、議案第125号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の6番について原案に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第125号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の6番は原案のとおり決定致します。
細川委員は入室して下さい。

(細川委員入室)

議長
野村会長

1番から6番は、原案のとおり決定致しました。
次に、7番から18番を一括審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、議案第125号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の7番から18番まで原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第125号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の7番から18番は原案のとおり決定致します。
次に、議案第126号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について事務局より説明して下さい。

事務局
阿部局長補佐

議案書126ページ目でございます、議案第126号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」を致します。

農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地をその法人の耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他、農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告しなければならないことになっております。

また農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導しなければなりません。

今回2件の報告がございました。

議案書127ページの農地所有適格法人要件確認書の1番と2番は、北十勝ファーム有限会社で、平成27年12月決算の報告と、平成28年12月決算の報告となります。

どちらも、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしておりますことを報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から報告がありました、議案第126号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、議案第126号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

議長
野村会長

(全員挙手)

賛成多数と認め、議案第126号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について原案のとおり承認致します。

これを持ちまして、本日の議事の全て終了致しましたが、他に何かございませんか、なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成29年10月31日

議長 野村 照明

署名委員 松永 紅明

署名委員 大坂 博文

